

釧路白糠地域経済牽引事業促進協議会設置・運営要綱

(名称)

第1条 本協議会は、釧路白糠地域経済牽引事業促進協議会と称する。

(目的)

第2条 釧路白糠地域の経済の自律的な発展を図るため、地域が一体となり、強みや地域特性を活かした地域経済を牽引する事業を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本協議会は、次に掲げる事項を所掌し、地域経済牽引事業の促進に務めるものとする。

- (1) 地域経済牽引事業を促進するための計画の策定、調査研究、情報収集・発信、人材育成等に関する活動
- (2) 関係官公庁、企業、その他関係機関との連絡調整
- (3) その他地域経済牽引事業の促進に資する活動

(構成)

第4条 本協議会は、北海道、釧路市、白糠町、釧路商工会議所及び釧路工業技術センターにより構成する。

- 2 前項のほか、会長はその都度必要と認める者を協議会に参加させることができる。

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代理する。

(選任)

第6条 役員は協議会で選任する。

(任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第8条 協議会は、必要に応じ会長が召集し開催する。

(事務局)

第9条 本協議会の事務局を釧路市産業振興部産業推進室内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。